

事故時浪江町に居住していた申立人ら家族（成人の子及び両親）につき、両親が浪江町の自宅に帰還した一方、自宅不動産の所有者である子が就労の関係で長期にわたり町外の賃貸住宅に居住を続けていることから、直接請求手続にて支払われた建物分の住居確保損害とは別に、宅地分の住居確保損害も認められ、その上限額の範囲内で、子の賃貸住宅に関して、賃料及び賃料振込手数料（一部将来分を含む、現状の賃貸借契約期間終了時まで）、家財保険料、仲介手数料並びに保証料の賠償が認められるなどした事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1（以下「申立人X1」という。）、申立人X2（以下「申立人X2」という。）及び申立人X3（以下「申立人X3」といい、総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目及び期間に対する和解金として金1628万7352円の支払い義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。
- 3(1) 別紙⑤2及び3記載の損害項目にかかる賠償のうち、令和5年9月分から令和6年3月分が概算賠償であることに鑑み、申立人らは被申立人に対し、令和5年9月分から令和6年3月分として支出を要した損害（賃料及びその振込手数料の合計39万1048円）にかかる証拠資料を、令和6年4月末日までに提出することとする。なお、申立人らによる当該証拠資料の被申立人への提出は、以下の宛先に郵送する方法により行うものとする。

（省略）

(2) 申立人らと被申立人は、前号により提出された証拠資料（催告がなされても提出がない場合を含む）と、前号記載の金員とを対照し、必要に応じてその精算をなすこととする。

4 申立人らと被申立人は、別紙⑤2及び3記載の損害項目の対象期間以降の損害の存否及びその金額については、本和解の対象外であり、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

#### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年9月4日

(仲介委員 山田 正記)

## 別紙

損害項目			期間	和解金額
項目	中項目	小項目		
① 帰宅費用	申立人 X 2	引越費用	令和 2 年 3 月 13 日	199,100
②生活費増加費用	1 申立人 X 1	タイヤ保管料	平成 23 年 3 月 11 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	18,000
	2 申立人ら	水道光熱費増加費用	平成 23 年 6 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	469,632
② 精神的損害	1 申立人 X 1	日常生活阻害慰謝料増額分(中間指針第五次追補第2の4 I)⑧<<家族別離>>)	平成 23 年 3 月 12 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	2,530,000
	2 申立人 X 1	過酷避難状況による精神的損害(中間指針第五次追補第2の1)		300,000
	3 申立人 X 1	生活基盤変容による精神的損害(中間指針第五次追補第2の2)		2,500,000
	4 申立人 X 2	過酷避難状況による精神的損害(中間指針第五次追補第2の1)		300,000
	5 申立人 X 2	生活基盤変容による精神的損害(中間指針第五次追補第2の2)		2,500,000
	6 申立人 X 3	過酷避難状況による精神的損害(中間指針第五次追補第2の1)		300,000
	7 申立人 X 3	生活基盤変容による精神的損害(中間指針第五次追補第2の2)		2,500,000
④自主的避難等に係る損害	1 申立人 X 1	中間指針第五次追補第3		200,000
	2 申立人 X 2	中間指針第五次追補第3		200,000
	3 申立人 X 3	中間指針第五次追補第3		200,000

損害項目			期間	和解金額	
項目	中項目	小項目			
⑤財物損害(住居確保損害)	1	申立人 X 1	フェンス代	令和 2 年 2 月 24 日	935,000
	2	申立人 X 1	賃料	令和 2 年 4 月分～ 令和 6 年 3 月分	2,640,000
	3	申立人 X 1	賃料振込手数料	令和 2 年 6 月分～ 令和 6 年 3 月分	39,744
	4	申立人 X 1	家財保険料	令和 2 年 5 月 27 日、 令和 4 年 5 月 27 日	40,000
	5	申立人 X 1	仲介手数料	令和 2 年 4 月 11 日	60,500
	5	申立人 X 1	保証料	令和 2 年 4 月 11 日	33,000
	6	申立人 X 1	更新保証料	令和 3 年 4 月 27 日、 令和 4 年 4 月 27 日、 令和 5 年 4 月 27 日	30,000
⑥生命身体的損害	1	申立人 X 1	治療費及び薬代	平成 27 年 7 月 29 日～ 平成 30 年 12 月 19 日	62,608
	2	申立人 X 1	通院交通費	平成 27 年 7 月 29 日～ 平成 30 年 12 月 19 日	12,268
	3	申立人 X 1	通院慰謝料	平成 27 年 7 月 29 日～ 平成 30 年 12 月 19 日	212,000
	4	申立人 X 1	診断書取得費用	令和 3 年 5 月 28 日	5,500
和解金合計					16,287,352